平成２８年（フ）第５４号
鹿児島県姶良郡湧水町川西1453番地１
債務者　坂元　進也
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
福島市下野寺字醴27番地の８
債務者　細川　篤志
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２号
長野県松本市大字水汲２番地３
債務者　大和　淳二
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２１号
長野県松本市大字惣社465番地８
債務者　奥原　　勝
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７５９号
京都市西京区川島粟田町36番地22　ローズハイツ桂201
債務者　横田　悠吾
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1522番地５　サンハイツ土々呂　205
債務者　八代　　洋
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９２号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1522番地５　サンハイツ土々呂　205
債務者　八代美紀子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６４号
岩手県花巻市上根子字渋田177番地１、旧住所岩手県花巻市諏訪町２丁目９番地１　カルレⅡ203号
債務者　平賀　　司
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６５号
岩手県北上市村崎野15地割539番地１　グリーンハイツ高屋沢211号
債務者　佐藤　勝男
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６６号
岩手県北上市村崎野15地割539番地１　グリーンハイツ高屋沢211号
債務者　佐藤由美子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５０号
宮城県遠田郡美里町牛飼字薬師18番地10
債務者　佐藤ゑみ子
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
宮城県栗原市志波姫堀口宮中64番地32
債務者　中津川真弓
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
宮城県大崎市古川字上古川291番地１
債務者　松岡ひさ代
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
福井県坂井市春江町随応寺第24号15番地、旧住所神奈川県相模原市緑区下九沢1950番地　パークサイドヒルズ205
債務者　矢尾　孝一（旧姓海藤）
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
福井市文京１丁目26番６号　第一パワービル２階
債務者　松山　淳子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目５番13号
債務者　石橋　武彦
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
福井県南条郡南越前町今庄第89号４番地　大鶴目住宅１号棟301
債務者　村嶋　一世
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係